

○経済産業省告示第一号

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（平成二十四年経済産業省令第七十号）附則第二項ただし書及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第一条第二項第八号の規定に基づき、別に告示する原子力発電工作物及び期限を次のように定め、平成二十八年九月二十四日から施行する。

平成二十八年九月二十三日

経済産業大臣 世耕 弘成
原子力規制委員会委員長 田中 俊一

（原子力発電工作物）

第一条 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令附則第二項ただし書及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第八号に規定する別に告示する原子力発電工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 変圧器
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器
- 十 中性点抵抗器
- 十一 避雷器
- 十二 OFケーブル

（期限）

第二条 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令附則第二項ただし書に規定する別に告示する期限は、次の表の上欄に掲げるボリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する原子力発電工作物が電路に施設されている場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期限とする。

施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成三十四年三月三十一日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成三十三年三月三十一日
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成三十年三月三十一日